

る英國からスイスなどへの資金引揚げが行なわれそれがドルを介在させて行なわれている(先物カバーはポンドでとる)のではないかと推測される。なお、英蘭銀行は、ポンド直物相場の軟化に対しては、ポンドの基調が当面健全であること(先物相場の堅調)にかんがみ、為替平衡操作を行なっていないとみられるので、それが英國からの外貨流出を最小限に止めている一因となっているとみられる。

米国国際収支対策発表後の短資動向はおおむね以上のとおりである。短資について見る限りでは、米国公定歩合引上げは0.5%と小幅であり、単に、欧州諸国との金利較差を縮小したにすぎないともみられるのであるから、米国への短資還流・という即効を期待することはそもそも無理であろう。しかも、すでにみてきたように欧州各國は独自の立場から短資対策を講じているので、米国金利引上げの効果が十分發揮されないと面もある。短資動向の現状は、米国にとって満足すべきほどの成果をあげているとはいえないが、長期資金面における動向とあわせて成行きを今しばらく注視することが必要であろう。

### フランスの総合物価対策

フランス政府はさる9月12日、一連の総合物価対策を発表した。7月以降の政府筋の言明からしてフランスがかなり大規模な物価対策を打ち出しあろうということは大方の予想するところであったが、その内容は金融政策、財政政策、直接的物価対策、労働力対策、住宅政策などを打って一丸としたきわめて広範かつかなりきびしいものであり、その規模の大きさにおいて、フラン切下げを含む1958年の経済安定計画以来最大と言われている。以下その内容などにつきみてみよう。

### 問題の背景

近年欧州諸国ではインフレ傾向が程度の差こそ

あれ一般的となっているが、イタリアと並んでフランスにおいてこの傾向はとくに著しい。昨1962年中のフランスの消費者物価上昇率は4.9%と欧米主要国中最高であり、本年にはいってからはその速度を速め第2四半期の前年同期比上昇率は5.5%となった(第1表参照)。上昇の著しいのは食料品、サービス料金である。このような消費者物価上昇の原因は何よりも過剰流動性(昨年中のマネーサプライ増加率19%、他国の例をみるとイタ

(第1表) 欧米主要国の消費者物価指数推移

(対前年(同期)比上昇率・%)

	1958~60 年平均	1961年	1962年	1963年		
				第1四半期	第2四半期	最新月
フランス	10.0	3.3	4.9	5.3	5.5	(8月)6.5
イタリア	1.9	2.1	4.7	6.1	7.5	(7月)6.6
西ドイツ	2.5	2.5	3.5	4.4	2.9	(7月)1.1
オランダ	3.4	1.7	3.3	5.6	4.7	(6月)3.9
ベルギー	1.6	0.9	1.4	2.2	0.8	(8月)2.2
米 国	2.5	1.1	1.4	1.2	1.0	(7月)1.5
英 国	1.6	3.4	4.3	3.0	1.5	(7月)0.8

資料: OECD統計月報、その他

(第2表) 卸売物価指数推移

(対前年(同期)比上昇率・%)

	1958~60 年平均	1961年	1962年	1963年		
				第1四半期	第2四半期	最新月
フランス	3.8	2.1	2.7	3.1	2.6	(8月)4.4
イタリア	-0.1	0.2	3.0	5.6	4.7	(7月)5.0
西ドイツ	0.2	1.5	1.1	0.9	0.5	(7月)0.3
オランダ	-0.9	-0.7	0.8	2.3	(4月) -	
ベルギー	0.5	-0.2	0.8	2.1	1.4	(6月)1.4
米 国	0.2	-0.4	0.3	-0.5	-0.2	(8月) -
英 国	0.8	2.6	2.3	1.1	1.3	(7月)0.9

資料: OECD統計月報、その他

(第3表) 製造工業の時間当たり賃金収入増加率

(対前年(同期)比・%)

	1958 ~60 年平均	1961年	1962年	1963年	
				第1四半期	第2四半期
フ ラ ン ス	8.4	7.7	8.2	8.9	8.8
イ タ リ ア	3.7	7.3	14.4	15.0	15.8
西 ド イ ツ	6.7	10.1	10.9	5.9	7.8
オ ラ ン ダ	4.5	12.7	5.5	10.2	8.7
ベ ル ギ ー	13.3	4.8	7.8	8.1	
米 国	3.3	2.3	3.0	2.2	2.5
英 国	5.0	6.5	3.7	3.3	3.7

資料: OECD統計月報、その他

リア18%、西ドイツ7.4%、英国4%、米国2.6%)の存在に求められようが、一方コストプッシュによる面も見のがせない。フランスの賃金上昇傾向の顕著なことは第3表が示すとおりであって、消費者物価の高騰が労働者の賃上げ要求に拍車をかけこれがさらに物価上昇を生むという賃金物価の悪循環傾向が、明らかに認められるに至っている。さらに卸売物価の上昇の著しいこともフランスの特色であり、消費者物価には及ばぬもののその上昇率は昨62年中2.7%、本年8月で前年同月比4.4%を示している(第2表参照)。一般経済動向をみると、工業生産は1~3月の寒波およびストによる減産から立ち直り最近は急速な増加を示し(4~6月の生産前年同期比6.2%増)、貿易は輸出がまず順調ながら輸入の大幅増から、貿易収支は昨年11月から本年8月まで10か月の連続赤字となっている。もっとも多額の外資流入にささえられて総合収支では黒字基調を保っているが、最近経済界のなかにはコスト高による国際競争力の減退を懸念する声が次第に高まってきた。さらに、工業生産は消費財部門中心に好調であるが民間の設備投資意欲は低調であり、これにはコスト上昇による予想収益率の低下が主因とみられている。

このように、物価上昇はフランス経済にとり重大問題となってきた。

#### 本年にはいってからの諸物価対策

もとよりフランス政府としてもかかる物価上昇について拱手していたわけではない。インフレ傾向に対する懸念が高まったのは1962年秋からであったが、更年後異常寒波の到来もあり物価騰貴に拍車がかかったことから、政府は本年2月以降物価対策に本腰を入れるに至った。今回の対策以前にとられた諸対策は以下のとおりである(詳細は本月報本年3、4、5、6月号参照)。

##### (1) 金融面の措置

イ、特別準備率の2度にわたる引上げ(2月32%→35%、5月35%→36%)。

ロ、銀行貸出抑制措置—2月決定、全銀行につき3月以降1年間の貸出増加率を12%に押える。

##### (2) 財政面の措置

イ、市中流動性吸収を目的とする長期国債(総額10億フラン、期間10年、年利4.25%)の発行(5月実施)。

ロ、電気洗濯機など耐久消費財3品目の消費税を軽減(2月実施)。

ハ、7月初め実施予定のEEC域内関税10%引下げを繰上げ実施(5月)。

##### (3) 直接的物価対策

イ、牛乳価格の釘付け(3月実施)。

ロ、工業製品中価格騰貴の顕著なものおよび不当な利潤を確保していたもの約80品目につき、卸小売段階のマージンを現行のほぼ1/3に押える。

以上のようにフランス政府は本年にはいり、物価対策になみなみならぬ努力をはらってきており、さらにしばしば国民に対し、フランス経済にとり物価が重大問題化しつつあることを訴え、心理的にインフレマインドを冷却化しようと努めてきた。このような努力にもかかわらず、対策が個別的で首尾一貫性を欠いた(その顕著な例として、補正予算財源調達の一環として6月実施した公共料金値上げ——国鉄旅客運賃11.8%、同貨物運賃2.5%、電気料金7%——がその後一般大衆の生計費上昇の大きな要因となったことがあげられる)こともあり、前記のように物価上昇は最近まで鎮静するに至らなかった。かくして今回の総合対策の発表となったものである。

#### 今回の対策の内容

##### (1) 金融面の措置

イ、国内の過剰流動性を減ずるため、銀行貸出増加率規制を強化し本年3月以降1年間の増加率を12%から10%に引き下げる(11月末9%→7.5%、明年2月末12%→10%)。これは18億フランの貸出圧縮に相当する。なおこの増加率規制を守らない銀行に対してはフランス銀行における高率適用枠の縮小措置がとられる。

ロ、国家信用理事会は銀行に対して指導通達をだし、いかなる産業、地方に貸出が向けられるべきかを勧告する(その具体的な内容は未定)。

ハ、消費者金融に関して、一部商品の頭金率の増加(乗用車現行25%→30%、ラジオ・テレビ現行20%→25%)、月賦販売期間の短縮(乗用車現行24か月→21か月)、割賦金融業者の融資残高規制の強化(現行限度資本金の10倍まで→9倍まで)の三つの引締め強化措置をとる。

ニ、貯蓄奨励策として、貯蓄金庫(Caisse d'Epargne)に対する預金額の限度現行1万フランを引き上げる(引き上げ額未定)。

#### (2) 財政面の措置

イ、1964年度予算の赤字額を47.4億フラン(本年度は70億フラン)にとどめる(64年度歳入の前年度比増12.4%、歳出8.8%の見込み)。

ロ、民間流動性の吸収策として9月23日、総額20億フラン期限20年の長期国債(年利は最初の10年間4.25%で利息は免税、後の10年間4.75%)を発行する(当初は10億フラン発行の予定)。

ハ、最近とくに価格騰貴の著しい工業製品約300品目の関税を引き下げる。EEC諸国に対する関税は現行の15~20%減とし、域外國に対する関税は現行関税と対外共通関税との差額の3分の2を引き下げる。この措置は物価安定達成とともに廢止される。また関税削減の効果を消費者にもたらすため、輸入業者のマージンは凍結される。

ニ、明年廢止予定の聖職者税(一種の富裕者税)を存続し、競馬税を6%増税する。

ホ、土地価格上昇目当てのスペキュレーションを抑えるため、土地の譲渡利益に対する新税を創設し(本年1月1日以降生じた譲渡益に対して遡及適用)、また公共機関により建築用に整備されながらまだ建築に着手していない土地に対し一種の空閑地税を課する。

ヘ、建築用地購入資金の供給を増加させることを目的として新たな地方税を創設する。

#### (3) 直接的物価対策

イ、全工業製品の生産者価格は本年8月末現在の価格をこえてはならず、この価格を引き上げようとする場合はすべて事前に価格調査局の承認を得なければならない。本措置は生産者価格の安

定が達成された時廢止される。

ロ、公共料金の値上げは、物価安定が達成されるまでの全期間すべて中止する。

ハ、政府みずから物価安定さらには引下げの範を示すため、煙草(Gauloise, もっとも一般的なもの)を1袋1.40フランから1.35フランに、普通ガソリンを1リットル当たり2サンチーム引き下げる。

ニ、政府の要請に基づき、主要自動車メーカーは各々大衆車価格を約2%引き下げるに同意した。

ホ、食料品関係の全国10万軒の小売店(消費組合などを含む)をグループ化した組織を作り、価格安定のため協調した行為を行なわせる。このため9月23日以後この10万軒の小売店はマージンを削減し安定した価格で販売する。

ヘ、食肉業者団体と協議の結果、パリー地区のビフテキ肉価格をkg当たり12.95フランの水準に戻し(8月末は13.5フラン)、少なくとも本年中はこの水準を保つ。これと並行して他の種類の牛肉に対する類似の措置も10月からとられる。

ト、生産業者、卸売業者、小売業者各団体と協議しその同意を得た結果、繊維、履物、家庭用品の各部門で価格を1962年下半期と同水準に保たんとする安定価格販売運動を直ちに展開する。医薬、家具、金物、教科書、自動車用品、ミシン、家庭用器具、小道具、時計、暖房器具も本年上半期より低い価格で消費者に提供される。以上の取決めが本年10~12月の間守られていることが確認された際は、政府は業界に税の軽減措置を与える。

#### (4) 労働力対策

労働力不足を補うため、兵役期間を現行の18か月から16か月に減じとくに青年労働者の供給増加をはかる(これにより約76千人の供給増となる見込み)。

#### (5) 住宅対策

基本方針として、住宅建設の資金調達は極力既存の貯蓄に仰ぎ、市中金融機関および国庫負担

分をそれだけ軽減して、新たな信用供与を防止する。また国の補助金は住宅を真に必要としているものに限定する。具体的措置として、

イ、1963年度財政法で規定された国庫補助による住宅建設戸数を2万戸ふやし、64年には32.5万戸とする。

ロ、市中金融機関による特別貸付総額に限度を設け、1963年および64年両年における新規住宅建設融資額を62年の水準たる28.5億フランにとどめる。また從来国庫負担となっていた建築貸付けの政府肩代り資金(年間4.5億フラン)を今後は預金供託金庫から調達する。

ハ、正当な理由がある場合を除き、特別貸付の受益者が入居後5年以内に当該住居を売却ないし賃貸する時は特別貸付を中止する。

ニ、家賃騰貴を防ぐため、明年1月以降予定されていた旧令による家賃引上げを明年7月1日まで延期し、また現行法令により予定されている明年1月以降の明年度前期分の家賃引上げを中止する。

### その特色

以上のように今回の対策はきわめて広範囲において、単なる物価対策というよりはむしろ総合経済安定策といべき性格のものであり、物価安定に対するフランス政府の強固な決意のあらわれに他ならない。近年のフランス経済の順調な発展が最近におけるドゴール大統領の強力な発言力の大きなささえとなっているだけに、今回の措置は「彼の地位を脅かすインフレの息の根を止めんとしたもの(ワシントンポスト紙)」であって、今回の対策の成否いかんにドゴールの政治的生命がかかっているとみるのもあながち過言ではなかろう。

以下、今回の対策の特色をみてみよう。

(1) まず対策が総合的包括的である点が特色的第1にあげられる。金融引締め、財政支出削減、増税、関税引下げ、直接的物価規制、労働力対策などきわめて多岐にわたり、しかもそれが同時に打ち出された点は近年における諸国の物価対策に

おいてもその例をみない画期的なものといえる。

(2) これと関連するが、断片的対策にとどまることなく、何よりも総需要抑制策としての金融引締めが中心をなしていることも特色である。これは「フランスのインフレの根源は過大な通貨量にある(ポンピドー首相)」との認識からして当然であろう。もっとも、公定歩合引上げは国際的短資流入を防ぐ見地から採用されなかった。

(3) また特筆すべきは、対策実施に先立ち首相みずから率先して連日のように財界、労働者団体、農業団体の代表と説得のための会合を精力的に重ねたことであろう。この結果が大衆車価格の2%値下げ、パリー地区ビフテキ肉の4%値下げとなってあらわれたのであった。

(4) さらに政府が公共料金値上げの当分中止を決定し、さらに進んで煙草、ガソリン価格の引下げを実施したことは、さる6月容認した公共料金値上げがその後における労働者の賃上げムードに拍車をかけた苦い経験を反省したものもあるが、政府みずからが物価安定の範を示すことによる一般に与える心理的影響は少なからぬものであろう。

(5) 土地譲渡利益および空閑地に対する新税の創設は、投機を防ぎ地価の騰貴を抑えるうえでその効果が期待されている。

(6) 注目をひくのは直接的物価統制がかなり強力に打ち出された点であろう。工業製品価格の釘付け措置は、さる4月の卸小売マージン規制と並び第5共和国としては異例の強硬措置であり、經營者団体も早速反対声明をだしている。さる7月のE E C第2四半期報も直接的物価統制には批判的であったが、かかる内外の不評を買ってまでも政府があえて実施に踏み切ったのは、フランス経済全般に管理価格的色彩が強く、プライスメカニズムの自由な機能發揮を妨げている現状では、本来の市場機能を回復させるために市場に介入することも一時的にはやむを得ないとの認識が背景となっているものと思われる。さらに、このようなドラスティックな物価の直接規制を示すことによ

り、一般的のインフレムードなかんずくここ1～2年来高まってきた賃上げムードを冷却させる心理的効果をねらったともみられる。

### 残された問題とOECD報告

以上、対策はきわめて広範であるが、残された問題も少なくない。ここで興味深いのは、対策が発表される数日前たまたま明らかとなったOECDによるフランス経済の年次報告である。

報告はとくに最近のフランスのインフレ傾向を重視し、その原因は賃金コストの上昇と農産物流通機構の不備の2点にあり、過剰需要の存在によるものではないとし、したがって需要抑制によるインフレ対策は適当でないと述べている。また賃金上昇圧力は現在のところ容認しうる程度のものであり、これが輸出価格の高騰を呼んでフランスの国際競争力を危くするまでには至っていないが、放置することは許されず、ここに所得政策の必要性が高まってきたとしている。さらに、消費者物価上昇に対する寄与度の高い食料品価格の騰貴を防ぐには、旧態依然たる市場組織、複雑な流通機構、中間業者の過大な利潤を改め、農産物市場の再編成を行なうことが必要であって、食料品価格の安定こそが所得政策の核心をなすものにはかならないと結論した。

このようにOECDは、フランスのインフレをディマンドプルでなくコストプッシュによるとみているが、フランス当局の認識はEEC委員会の見解と同様にむしろ逆であって、対策も需要抑制が中心をなしている。しかしながらフランスのインフレをディマンドプルかコストプッシュかと二者択一的に規定するのはさほど意味がなく、現実は両要因が複雑にからみ合ってインフレが進行しているとみるべきであろう。この意味で、少なくとも現在まではディマンドプルがインフレの主因であったにせよ、OECDが指摘している要因ももとより無視できず、今回の対策では欠けている所得政策の確立が今後のフランス政府の大きな課題であろう。この点は内外の論調も一致して認めるところであり、「対策があまりに短期的に傾

き、中長期対策が不十分である(パリ商工会議所)」、「農業面における対策が忘れられている(フィガロ紙)」、「所得政策が必要であろう(ガーディアン紙)」などの批判がみられる。

もとより政府としても所得政策、長期的対策の必要は十分認識しており、流通機構改善策としては今回、膨大な数の小売店のグループ化を進める方針を明らかにしたが、さらに進んで各界代表からなる専門委員会による具体策を近く発表の予定と伝えられる。

またフランス労働総同盟の代表は、対策発表に先立つ首相との会見後「労働界としては今後も引き続き賃上げ要求を行なうことには変わりはないが、労働界と政府が今後定期的会合をもつことは賛成である」と述べており、昨秋発足しながらその後立ち消え状態となった賃金協議会(政府、労使3者からなる)が近く再発足するものとみられる。さらに設立準備中の、労働市場流動化を目的とする国家雇用基金(Fond Notional d' Emploi)が近日中に発足する模様である。

ポンピドー首相は「安定と発展を求めるわれわれの政策の基本方針が変わったわけではなく、焦点が安定に移ったものである」と述べているが、今回の金融引締め措置が今後少なからぬデフレ圧力として働くことは予想されるところであり(銀行貸出増加率規制強化は、規制開始後すでに半年を経過しているため、残りの半年に対しては年末資金需要期を控えていることでもあり相当強いブレーキとなる)、本年の予想成長率4.7%の達成を危ぶむ向きもある。かかる成長鈍化の懸念にもかかわらず対策実施に踏み切らせたものは、安定なくして成長はありえないとの政策当局の強固な確信である。

「継続的な物価上昇は、一般に対して物価上昇はやむを得ず所得上昇によって埋め合わせる以外に途はないとの考えを植えつけ、増大する需要は企業家に安易な態度をもたらし、これがさらに物価上昇の原因となる。われわれは今や、投資に不

可欠な貯蓄の概念、ここ数年来忘れかけていた「経済」という概念を再建しようではないか」との首相声明は、物価安定についての当局のきびしい政策態度を端的に示すものである。

以上みてきた今回のフランスの総合物価対策は、もとより国情を異にするとはいえ同じく消費者物価上昇に悩むわが国にとりきわめて参考となる点を数多く含んでいる。のみならず、「物価上昇をこのまま放置すれば、結局経済成長に伴うコストを裕福でない消費者に払わせることになろう」(同首相)の一言は、何にも増してわれわれに多大の示唆を与えるものではあるまい。

### アジアの米穀需給動向

最近、インド、インドネシア、韓国などアジアの一部の国において、米穀生産の不振から食糧価格が急騰し、このため物価の騰勢が目立っている。またアジア諸国の経済は、その大部分をいまだ農業生産に依存しており、しかも農業生産の半ばを占めるものは、米穀生産であるだけにその不振は直接各国の経済成長にも大きく影響し、インドの1961/62年度の成長率は豊作であった前年度の7.2%に対しわずかに2.1%にとどまっている。一方、ビルマ、タイなどの米穀輸出国においては、食糧輸入国における生産の不振を主因に市況も改善をみたため輸出額も増大することができたが、他面これに伴い国内米価の高騰を招き、輸出を抑制せざるを得なくなるなど複雑な事態を生むこととなっている。

このように米穀の需給事情のいかんは、アジアの食糧輸入国、輸出国双方にとって多大の影響を有するのみでなく、米穀貿易はまたアジア域内貿易において首位を占めている。以下、アジアにおいてこのように重要な商品である米穀の生産、需給ならびにその貿易の推移をみ、その問題点を検討することとする(ただし、資料の関係上、中共、北ベトナムなど共産圏諸国を除く)。

### 米穀の生産動向

まず、これまでアジアの米穀生産がどのような推移をたどってきたかをみると、戦前(1934~38年平均、以下同じ)においては穀で88百万トン、世界の生産高(約95百万トン)の93%を占めていたが、戦後数年間は戦禍と独立後の政治的不安から耕地は荒廃し生産の回復が遅れ、1950年代にははじめて戦前水準に復帰することができた。すなわち、1948~52年当時のアジアの年平均米穀生産高は、94百万トンと戦前水準に比べ、わずかに6%を上回った程度にすぎず、他地域(8割増)に比べ著しい立ち遅れをみていた。とくに南ベトナムが戦後の仏人地主の引き揚げによる農地管理の不行き届きから、またビルマが独立後インド人農業労働者の引き揚げによる労働力の著しい不足、あるいは治安不良による奥地耕地の放置などから大幅の減産をみ、これがアジアの生産回復を著しく遅らせる大きな要因となった。

その後、アジアの生産は、各国の増産に対する努力もあってセイロン、マラヤ、インド、タイなどを中心に伸長し、1961/62年度の生産は137百万トンに達し、約10年間に46%増となり、米価の低落により増産歩調の鈍化した他地域の増勢(43%)をようやく上回るに至った。しかし世界生産高に占めるシェアは89%といまだ戦前にまで回復していない。

戦後におけるアジアの増産は、いかなるかたちで行なわれてきたか、これを稻作面積と、単位収量両面からみてみよう。戦前の生産水準に復帰をみた1950年前後までは、もっぱら戦禍に荒廃した農地の回復および新耕地の開拓による稻作面積の拡大により増産が達成され、この間単位収量は、むしろ戦前に比し4%の減退を示していた。国別にみても、農地拡大の余地に乏しい日本や稻作面積の縮小したビルマ、ベトナムなど一部の国を除き、軒並み作付面積の拡大が単位収量の向上を上回った。しかしその後の増産期にはいってからは、適地栽培、かんがい、治水などに対する施策が次第に重視されるようになり、単位収量は1948